

小値賀町議会第二回臨時会は、平成十九年五月一日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番  
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮  
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎  
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。  
 (執行部全員開会時より入室)

町長	山田憲道
副町長	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充
総務課長	谷良一也
財政課長	西村久之
住民課長	中川一也
産業振興課長	松本充司
産業振興課専門幹	吉元勝信
建設課長	中村敏章
診療所事務長	升水裕司
教育次長	大黒泰三
農業委員会事務局長	熊脇一也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議事局長	松永清美
議会議事局書記	松永清美

五、議 事 日 程

小値賀町議会第二回臨時会

平成十九年五月一日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 仮議席の指定
- 第二 議長選挙

追加議事日程

- 第三 会議録署名議員指名（加山雅徳議員・土川重佳議員）
- 第四 会 期 決 定
- 第五 副議長選挙
- 第六 議席の指定
- 第七 常任委員会委員選任
- 第八 常任委員会委員長及び副委員長選任
- 第九 議会運営委員会委員選任
- 第十 議会運営委員会委員長及び副委員長選任
- 第十一 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 第十二 議案第二五号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第十三 発議第六号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第十四 発議第七号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第十五 発議第八号 議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)について
- 第十六 広報調査特別委員会設置について

午前十時零分開会

事務局長（松永一誠） おはようございます。

事務局長の松永です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第一百七条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、松永議員さんが年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

（年長議員の松永勇治議員、議長席に着く）

臨時議長（松永勇治） ただいま、ご紹介いただきました松永です。

地方自治法第一百七条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十九年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第一、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第二、議長の選挙を行います。

仮議席五番（加山雅徳） 議長

臨時議長（松永勇治） 加山議員

仮議席五番（加山雅徳） この際、動議を提出いたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第一百八条第二項の規定に基づき、指名推薦によることを望みます。

臨時議長（松永勇治） ただいま、加山議員から、議長の選挙の方法については、指名推薦によることの動議が提出されま

した。

この指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。  
おはかりします。

この動議のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**臨時議長(松永勇治)** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

それでは、指名推薦をお願いいたします。

**仮議席四番(宮崎良保)** 議長

**臨時議長(松永勇治)** 宮崎議員

**仮議席四番(宮崎良保)** 議長に、横山弘藏議員を推薦いたします。

**臨時議長(松永勇治)** ただいま、宮崎議員から、議長に、横山弘藏議員をとの推薦がありました。

おはかりします。

横山弘藏議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**臨時議長(松永勇治)** 異議なしと認めます。

したがって、横山弘藏議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、横山弘藏議員が議場におられます。

会議規則第三十三条第二項の規定によって、当選の告知をします。

(議長登壇・当選承諾及びあいさつ)

**議長(横山弘藏)** 一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、皆様方のご推挙により、小値賀町議会議長に就任することになりました。

議長という要職の責任の重さを痛切に感じています。

最近よく、「地方分権とは何か」また、「地方自治とは」、そして議会の改革等、いろいろと議論されているところですが、私は思うに、議会とは、小値賀町民のためにしっかりと発言し、行動することこそ、第一の仕事であると肝に銘じています。鶏のわけの解らない『三本目の足』をあれこれと論じることなく、具体的に目に見える形で議会運営に務めたいと思います。

皆様には、今以上のご指導・ご鞭撻をお願いいたしましたして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございます。ありがとうございました。

(議場内より拍手あり)

**臨時議長(松永勇治)** 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

ご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、横山議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩します。

再	休
開	憩
午	午
前	前
十	十
時	時
七	五
分	分

(臨時議長、自席へ戻る)

(横山議長、議長席に着く)

**議長(横山弘藏)** 再開いたします。

議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

**日程第三、会議録署名議員の指名を行います。**

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定により、議長において、加山雅徳議員、土川重佳議員を指名します。

**日程第四、会期決定の件を議題とします。**

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日間に決定しました。

日程第五、副議長の選挙を行います。

仮議席十番(小辻隆治郎) 議 長

議長(横山弘藏) 小辻議員

仮議席十番(小辻隆治郎) この際、動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づき、指名推薦によることを望みます。

議長(横山弘藏) ただいま、小辻議員から、副議長の選挙の方法については、指名推薦によることの動議が提出されました。

この指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。

おはかりします。

この動議のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

それでは、指名推薦をお願いいたします。

仮議席一番(浦 英明) 議 長

議長(横山弘藏) 浦 議員



仮議席一番（浦 英明） 副議長に、松永勇治議員を推薦いたします。

議長（横山弘藏） ただいま、浦議員から、副議長に、松永勇治議員をとの推薦がありました。

おはかりします。

松永勇治議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、松永勇治議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、松永勇治議員が議場におられます。

会議規則第三十三条第二項の規定によって、当選の告知をします。

（副議長登壇・当選承諾及びあいさつ）

副議長（松永勇治） 一言、ご挨拶申し上げます。

このたびは、議員皆様方のご推挙によりまして、副議長を受けることになりました。

私にとりまして、誠に光栄でありますと共に、その任務の重大さを痛感いたしております。

これから、地方分権改革の中で、新たな要請に対応すべき、住民参加型の議会運営、議会の活性化を図るべく、横山新議

長の補佐役としての職責に全力を尽くす所存であります。

なにとぞ、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

誠に簡単でございますが、就任のご挨拶いたします。

（議場内より拍手あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩いたします。

—	—
再	休
開	憩
—	—
午	午
前	前
—	—
十	十
時	時
—	—
十	十
分	分
—	—

議長（横山弘藏） 再開いたします。

日程第六、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四条第一項の規定によって、ただいまから指定します。

その議席番号と氏名を、事務局長に朗読させます。

事務局長（松永一誠） 朗読いたします。

一番議席・宮崎良保議員、二番議席・加山雅徳議員、三番議席・土川重佳議員、四番議席・小辻隆治郎議員、五番議席・浦 英明議員、六番議席・岩坪義光議員、七番議席・伊藤忠之議員、八番議席・立石隆教議員、九番議席・松永勇治議員、十番議席・横山弘藏議員、以上です。

議長（横山弘藏） ただいま朗読したとおり、議席を指定しました。

しばらく休憩いたします。

（議席の移動）

議長（横山弘藏） 再開いたします。

再	休
開	憩
午	午
前	前
十	十
時	時
十	十
分	分

日程第七、常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩いたします。

（議場内で、くじにより抽選）

再	休
開	憩
午	午
前	前
十	十
時	時
二十	十
一分	四分

議長（横山弘藏） 再開いたします。

おはかりします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、総務文教厚生常任委員会委員に、横山弘藏議員、松永勇治議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員を、産業建設常任委員会委員に、立石隆教議員、伊藤

忠之議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を、それぞれ指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

**日程第八、常任委員会委員長及び副委員長の選任を行います。**

常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第八條第二項、並びに第九條第一項の規定によつて、互選により決定することになっておりますので、これより常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩いたします。

(各委員会に分かれ別室にて、委員長・副委員長の選出)

― 休憩 午前 十時 二十二分 ―

― 再開 午前 十時 二十九分 ―

**議長(横山弘藏)** 再開いたします。

常任委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に小辻隆治郎議員、副委員長に岩坪義光議員、産業建設常任委員会委員長に加山雅徳議員、副委員長に立石隆教議員、以上のとおりです。

**日程第九、議会運営委員会委員の選任を行います。**

しばらく休憩します。

(議室内規により委員の選出)

― 休憩 午前 十時 三十分 ―

― 再開 午前 十時 三十一分 ―

議長（横山弘藏） 再開いたします。

おはかりします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、松永勇治議員、小辻隆治郎議員、岩坪義光議員、加山雅徳議員、立石隆教議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第十、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第八條第二項、並びに第九條第一項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩いたします。

（別室にて、委員長・副委員長の選出）

――	――
再開	再開
午前	午前
十時	十時
三十五分	三十二分
――	――

議長（横山弘藏） 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

委員長に立石隆教議員、副委員長に岩坪義光議員、以上のとおりです。

しばらく休憩いたします。

――	――
再開	休憩
午前	午前
十時	十時
四十六分	三十五分
――	――

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十一、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、地方自治法第二百九十一条の五第一項及び本広域連合規約第八条の規定に基づき、本町の平成十八年十二月議会において、議員が選出されました。

しかし、本町議会議員の改選によって、新たに、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選出が必要になりましたので、選挙を行います。

八番（立石隆教） 議 長

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 動議を提出します。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づき、指名推薦によることを望みます。

議長（横山弘藏） たいだいま、立石議員から、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推薦によることの動議が提出されました。

この指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。

おはかりします。

この動議のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

それでは、指名推薦をお願いいたします。

四番（小辻隆治郎） 議 長

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を推薦いたします。

議長（横山弘藏） ただいま、小辻議員から長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長をとの推薦がありました。

おはかりします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を選任することに決定しました。  
しばらく休憩いたします。

—	休憩	午前	十時	四十八分	—
—	再開	午前	十時	四十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

ここで、町長より挨拶があります。

町 長

町長（山田憲道） 平成十九年第二回臨時会にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様、ご当選おめでとうございます。

心からお祝い申し上げます。

このたび、町長選におきまして、不肖私が今後四年間、町政の執行にあたることになりました。

小値賀町にとりまして、重要課題が山積みしているときに、その任にあたりますことは、身に余る光栄であるとともに、改めてその責任の重大さを痛感いたしております。

どうか、議員の皆様におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

なお、本日は、議会招集をいたしましたところ、議員皆様には何かとご多用の中にも関わりませず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。

議長（横山弘藏） 日程第十二、議案第二五号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（横山弘藏） 地方自治法第百十七条の規定によって、伊藤忠之議員の退場を求めます。

（伊藤議員退場）

議長（横山弘藏） 本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第二五号、小値賀町監査委員選任の同意についてご説明いたします。

伊藤氏には、平成十五年から四年間、町監査委員として熱心に頑張っていたいただきましたが、皆様ご承知のとおり、人柄も良く、大変まじめで適任と考えております。

再任をお願いしたいと思っておりますので、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は、平成十九年五月一日から平成二十三年四月二十九日までと考えております。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第二五号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第二五号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。  
しばらく休憩します。

(伊藤議員入場)

**議長(横山弘藏)** 再開いたします。

伊藤議員に申し上げます。

ただいま、議会選出の監査委員に選任されましたので、告知いたします。  
しばらく休憩します。

(閉会中の継続調査(審査) 申出書を議長に提出)

	休憩	午前	十時	五十三分	
	再開	午前	十時	五十四分	

**議長(横山弘藏)** 再開いたします。

ただいま、総務文教厚生常任委員会委員長から、発議第六号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出が、産業建設常任委員会委員長から、発議第七号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出が、議会運営委員会委員長から、発議第八号、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出がありました。

これを日程に追加し、発議第六号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十四、発議第七号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十五として議題としたいと思います。

	休憩	午前	十時	五十四分	
	再開	午前	十一時	二十四分	



ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、発議第六号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十三、発議第七号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十四、発議第八号、議会運営委員会の閉会中の継続調査(審査)の申し出を追加日程第十五として議題とすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十五分	—
—	再開	午前	十一時	二十五分	—

**議長(横山弘藏)** 再開いたします。

追加日程第十三、発議第六号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

追加日程第十四、発議第七号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

追加日程第十五、発議第八号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十一時	二十六分	—
—	再 開	午 前	十一時	三十二分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

九番(松永勇治) 議 長

議長(横山弘藏) 松永議員

九番(松永勇治) 私は、本臨時会にあたり、動議を提出いたします。

行政情報を解り易く、参加しやすい形で住民に積極的に提供し、もって行政への理解と参加を促進するため、小値賀町議会では、議会活動や定例会において決議されたことなどを、町民に知らせる手立てとして『議会だより』を発行いたしてお

りますが、質の高い内容の充実した『議会だより』にするためには、更なる調査・研究が必要です。また、先輩議員が現在までに『五十九号』までを発行しており、これを引き継ぐ義務も担っております。

つきましては、議会内に委員定数五名、任期を取材調査・編集等、付議事件の終了時までとする広報調査特別委員会を設置し、閉会中も活発な調査・検討、並びに編集活動を行うように要望したく、動議を提出いたします。

**議長（横山弘藏）** たいま松永議員から、広報調査特別委員会設置についての動議が提出されました。

広報調査特別委員会設置についての動議を日程に追加し、追加日程第十六として、議題とすることについて採決します。この表決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第十六として議題とすることに賛成の方は、起立願います。  
(賛成者起立)

**議長（横山弘藏）** 起立全員です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第十六として議題にすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十四分	—
—	再開	午前	十一時	三十五分	—

**議長（横山弘藏）** 再開いたします。

追加日程第十六、広報調査特別委員会設置についてを議題とします。

おはかりします。

この動議について、五人で構成する広報調査特別委員会を設置し、これに付託して、なお、閉会中の継続調査とし、期間は調査終了までとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、広報調査特別委員会については、五人で構成する特別委員会として設置し、これに付託して、なお、閉会中

の継続調査とし、期間は調査終了までとすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十六分	—
—	再開	午前	十一時	三十六分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

おはかりします。

ただいま設置されました広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、横山弘藏議員、立石隆教議員、岩坪義光議員、小辻隆治郎議員、加山雅徳議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

広報調査特別委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項、並びに第九条第一項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十七分	—
—	再開	午前	十一時	三十七分	—

**議長（横山弘藏）** 再開いたします。

広報調査特別委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。

委員長に岩坪義光議員、副委員長に立石隆教議員、以上のとおりです。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十九年小値賀町議会第二回臨時会を閉会します。

午前 十一時三十八分 閉会